

第十三回国会 文部委員会 議 録 第十九号

昭和二十七年四月二十二日(火曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 竹尾 式

理事 岡延右二門君 理事 甲木 保君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

○竹尾委員長 これより会議を開きます。

日程の順序を変更いたしました。国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑のあらわれる方は、これを許します。

○渡部委員 神戸商船大学設置問題が、かなり紛議を来したことの理由の一つは、財源問題だと私は思います。従つて、その後、当大学設置の財源がどこから見だされて、その内容はどういうふうになつておるのかについて質問します。

○首藤委員 神戸商船大学の財源であります。総額を四億一千二百万円と一応想定いたしておるのではありませんか。この四億一千二百万円のうち、半額を地元負担し、これは兵庫県並びに神戸市、この二つの公共団体が半額を支弁し、半額を国庫負担ということになつておるのではありませんか。その国庫負担の支出は、すでに二十七年年度の予算が通過した後にありますので、予備費から支出をするという大蔵省との一応の話し合いができておるのであります。その予備費を当てたいとして、六月から開放したいといふ、その準備を進めておるのであります。

○渡部委員 文部当局の在来の見解では、財源のにも、技術的のにも、非常にめんどろが伴うという意見であつたはずであります。これは、技術的な面も完全に解決され得る見込みがあるかどうか、これは大学学術局長にお伺いします。

○稲田政府委員 前に御答弁いたしました機会におきましては、二十七年年度予算査定におきましては、財源の關係をもつて、非常に遺憾ながら不成立であつたと、當時御答弁申し上げたと思ひます。ただいま首藤委員のお答えになりましたように、すでに財務当局との間にあります。予備金あるいは補正予算等をもつて財源補填をする約束がついて参りましたので、その点、今日支障ない状態になつておることを御了承いただきたいと思います。

○竹尾委員長 はかに質疑もないようでございますから、質疑はこの程度で打ち切りますことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 それでは質疑はこれにて終了いたしました。これより討論に入ります。討論の通告がござります。若林義孝君。

○若林委員 私は、共産党を除きます各派を代表いたしまして、ただいま議題となつております国立学校設置法の一部を改正する法律案について、賛成の討論をいたしたいと思ひのであります。

そも、本議題の中の主要なる目的といつたしまして、神戸に商船大学を設けるという事は、かつて国立学校設置法が本国会に提出されました当時、政府当局の、二十六年から開設するやうな運びにするという一応の言明があつたのであります。私たちが国民の側からいたしまして、必ず二十六年度

から開設せられるであらうという気持ちでおつたのであります。諸般の事情によりまして、これが開設を見ることのできなかつたのであります。しかしながら、海運關係の各団体、また各委員会におきまして、この大学開設の要望が、ひんびんと決議要望の形をもつて現われて参つたのであります。

なお、わが国の海運の状況をながめますと、戦前六百四十万総トンに商船隊が、戦後にはわずか十分の一に転落してある。しかも世界に雄飛をしておつたわが国の商船隊の突進をながめまして、なおまた、将来わが国が世界の列國に伍して行くための唯一の方途は、海運日本として伸びるということなのであります。すでに運輸省等の計画によりまして、昭和三十年年度には大体三百八十萬総トンまで伸ばして行こうとする計画が立てられ、船員の需要の情勢が日増しに強くなつて来たのであります。

この点にかんがみまして、本委員会といたしまして重要な一つの問題として取上げられ、委員各位の熱烈なる協力と、また文部当局、運輸当局などの理解ある協力によりまして、この実現が可能な見通しに立ち至つたのであります。われわれといつたしましては、この商船大学の開設が、真に国民の輿論として国会が中心になつて、具現する運びになつたことを非常に喜びとするところのものであります。

考へてみまするのに、この商船乗組みの航海士と申しますか、あるいは船員と申しますか、あるいは船員の養

関士と申しますか、とにかく商船乗組みの人たちがいるものほど、その質の優劣の差によつて、國家の運命といふものに対して強烈な影響を持つものはないと考へるのであります。海の上に浮ぶ一つの船であります。一乗組員の思ひたる過失によりまして、國の龐大なる財産といふものが、一瞬にして海底に没してしまふ。有形、無形の財産を支配するところのものであり、ひいては國勢を支配するところの影響があることになつておる。海上において勤務をする者との差といふものは、ここに非常なる開きがあると思ひのであります。そういう意味において、特に海上に勤務するこの乗組員の素質というものを、根本的につづねるものとして養成する必要があると考へるのであります。また、一朝その船が外國の港に着き、上陸をいたしまするときには、過般文部大臣もここで、船員諸君にまことに重大なる使命を與え、同時に、輝かしき希望を與えた御発言をなされたのであります。一人々々が日本を代表するところの、外交的にながめるならば、大、公使である、一つの有力なる外交官であるといふ言葉があつたのであります。そういう意味におきまして、ほんとうに優秀なる、高度の教育を受けた船員の養成といふことは、もうここに言をまたないところのことだと思ひのであります。

なお、世界一の海運國を目ざしております日本といつたしまして、船員の養

育

育

育

育

成は急務中の急務であるということも考えるのであります。特に私は、ここで、商船大学の設置というものにつきまして、もし問題がありとするならば、おそろく需給関係ではなからうかと思ふのであります。船員の需給関係はどうであらうかということが、問題になると思ふのであります。これは提案理由の御説明にもありましたように、清水の商船大学において、百六十名の者を養成いたしておりますが、これは需要の二分の一にも足りないところのものであります。私は海運立国を目ざす日本にいたしましては、三百八十万総トンという、これをも目ざす日本にいたしましては、早急に優秀なる船員の需用を満たす方途を講じておく必要があると考えるのであります。需給の関係から申しまして、その造船計画と照しまして、この大学の設置は必要不可欠のことであるということがいえるのであります。

それからなお、清水の商船大学を補充して行けばいいではないかという御説もあると思ふのであります。けれども、これは地理的にも、やはり機会均等を與えるというところが一つ、またお互いに切磋琢磨をいたしまして、両々相まつて技術をみがいて行くという意味におきまして、東西両商船大学の設置を必要とするのであります。

なお同じ船の中で競争意識が行われるのではないかという懸念を、われ／＼門外漢、いわゆるしろうとは持つのでありますけれども、實際船の中で事に当りますところの者は、學問その他を超越して、これに協力するものでありますから、それは一つの杞憂にすぎないと思ふのであります。

いろいろ／＼な意味から申しまして、今日商船大学を設置することが議会の問題になりましたことは、私は適切な処置であると考えておるのであります。

なお附帯條件というほどの強さはないのでありますけれども、希望条件のごときが、船員教育の、船員教育といふ点から、目的を同じうしておるところのものが、二つの省の所管になることは、教育目的を遂行する上に不都合ではないかという気持がある。すなわち、元來再教育というものは、現在急速に必要とするものでありますから、ここで海技専門学院のもとにおいて、運輸省がこれを取上げになつておるのであります。船員の需給を満たす目的で、この再教育が間に合せるために行われておるのであります。今日この商船大学が設置せられまして、需給の関係がバランスがとれたとするならば、この船員の再教育も、大学の中において、いわゆる船員教育が行われるということが、妥当なことだと考へるのであります。これは運輸当局のいろいろ／＼な説明の部分にも、うかがわれたのであります。將來この再教育は正規の教育課程で教育するところの方向に転換をして行くことを妥當と思ふのであります。海技専門学院が大学に併置せられまして、文部大臣のところに一貫せる一筋のこの再教育の行われたいことを、私たちが希望するところのものなものであります。いささか附帯希望条件というやうなものを申し述べまして、本案に賛成するのであります。この法案が通ることによりまして、漸くしき日本の海運界並びに海上に志を伸べんとする有為なる青年学徒

に一大光明を與えることができずなら、幸いと存するのであります。簡單であります。共産党を除く各党を代表いたしまして賛成意見を述べた次第であります。

○竹尾委員長 次に渡部義通君。

○渡部委員 共産党は、この設置法案に反対であります。日本の産業の発展、それを基礎としての貿易、海運業の発展に應じた形での商船学校を設置するといふのであるならば、われ／＼は大いにこれに賛成であるのであります。しかし日本の状態というものは、決してそのようなものではありせん。第一に、日本の貿易は、日本の政府の主人であるアメリカの政策によつて、まず中国とかソ連とかとの貿易は禁止状態になつておるし、さらに東洋諸国、あるいは世界各國に対する貿易も、アメリカの統制のもとにほとんど抑えられておつて、自由がきかない状態に置かれておるわけでありまして、これはだれも確認しなければならぬ状態でありまして、しかも日本の貿易の花形ともいふべき纖維産業は、御存じのやうに二割、三割の操短をしなければならぬやうな不況にあり、今日では四割の操短にまで及んでおる状態でありまして、油脂とかゴムとかにしまして、財源状態になつており、造船業そのものさへも、非常な苦境、困難にあることは、委員諸君の御存じのとおりであります。このような状態のもとで、なぜ商船学校の設置をこれほどに急がなければならぬかに、第一の問題がある。

第二は、日本のすべての国力が、あけて再軍備の方向に集中された結果として、われ／＼委員会が非常に心配し

ておりましたやうに、教育が輕視され、ほとんど教育費が片すみに追いつられておるやうな状態であるわけであつて、このような状態に、なぜ商船学校がこれほど急がなければならぬのか。

それから、その財源を予備費からとり、そして四億數千萬をこれに投じ、その半ばを地方負担にまかせるというのでありますけれども、しかしながら、神戸の財政状態はどうであるかといふと、すでに昨年度において八億円の銀行借金があつて、どうにもならぬ。その地方財政の困難から、昨年度の半ばにして、公共事業費を半分も減らさなければならぬ状態になつておる。その結果、市吏員が一千名も減首されなければならぬ状態になつておるという事情であります。同時に、最近では中日本重工あるいは三菱造船を中心として、赤痢が非常に流行しまして、三月二十三日から四月十三日現在、二十日間に二千二百余名の赤痢患者がでたのに、神戸市は、わずかに防疫費が三万円しかないやうな状態であり、防疫そのことさへもできない、流行病そのものさへも手がつけ得ないやうな財政的な苦しさにあるわけでありまして、神戸市を中心として、このような地方財政の困難な場合に、この半額を地方に負担せよといふことになるならば、その結果として、地方の負担は非常に大きな困難をしいられなければならぬ状態になることは、火を見るよりも明らかであります。こういう財政状態にあるにもかかわらず、しかもこういふ公共団体の財源に対して、さらに重税を課さなければならぬやうな商船大学を、かくも

急がなければならぬ理由が一体どこにあるのか、これが第三の理由である。

このような状態にあるので、文部当局さへも、財源的にも技術的にも、今年是非常に困難だといふのに、なぜ押し切つてまで商船大学の設置を急がなければならぬかといふことは、政党内閣の地盤関係があるといふやうに、われ／＼は推定せざるを得ないわけでありまして、しかし、それだけじやない、今、日本の貿易、産業が、申し上げたやうな状態にあつて、日本の海運業の発展の見通しというやうなことは、目下の状態では不可能である。再軍備計画というものを變更して、国民の要望通りに平和産業を急速に發展せしめるといふ方法をとらなかつたならば、それを前提としなかつたならば、日本の海運業というものの發展は、全然見通しはありせん。しかも、こういう見通しのない状態のもとで、商船大学を置いて乗組員をどん／＼養成する、またそれに伴つて船をふやして行くといふやうな関係がどこにあるかといふ本質問題を考えると、今日の状態のもとでは、これは日本の海運業の發展のために用いられる船及び海運ではなくして、結局は、アメリカの戦争準備のための用船になり、その用船の乗組員をつくり出して行くといふことの結果にならざるを得ないといふことは、火を見るよりも明らかであります。私が今日この席上で言つたことは、間もなくさういふ方向に突現するに違いないといふことを、諸君は見られると私は考へておる。

こういう意味におきまして、私は本

法案には反対であります。

○竹尾委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹尾委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告及び報告書の提出につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議なしと認めまして、さよう決しました。

○竹尾委員長 次に、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案を議題といたしまして質疑に入ります。質疑の通告がございます。浦口鉄男君。

○浦口委員 実はこの前の委員会では質問いたしましたのでありますが、資料の準備が足らなかつたし、時間の関係で、不十分の点がありますので、重ねてお尋ねをいたします。

問題は、この間の御答弁で、著作権の保護期間が、死後五十年に改正になったというその根拠が、連合軍司令部の覚書による、こういうお話があつたのであります。その覚書の内容は、私も手元を持っておりますのでありますが、この中に、五十年という年数の根拠を、不幸にしてわれ／＼として見出すことができないのであります。その点をはつきり御説明を願います。

〔委員長退席、岡（延）委員長代理着席〕

○柴田説明員 外国人の著作権を死後五十年たつたものは効力を消滅させ

る、こういうようなことは、昭和二十二年ごろからGHQの直接行政の形で行われていたのではありません。それは、たしか民間の業者あるいは業者の団体、そういうようなものに対して、文書の形で出ておりました。またそれを読書新聞その他のものにも掲載したのでありますが、政府当局にはそういうようなものは来なかつたのであります。ところが、そういうような直接管理は普及徹底しないと見えまして、それに違反する者がかなり多く出たわけでございます。その後直接私たちのところに通知されたものは、昭和二十三年夏ごろに、外国著作権の侵害を取締ることを命じた覚書が来まして、それには日本の一流の出版社で出版したものの百条件について、占領軍の著作権行政に違反してあるからというので、取締り及び調査を命じて来まして、しかし、そのことについて、政府は直接管理については何事も指揮を受けていないので、政府としてはこれを調査することもできないし、また現行法との関係上、それを侵害と認めることもできない。こういうような形で、その一流業者の出版物百条件について、文部省としては大体拒否の形をとつて、うやむやにしてしまつたのでございます。しかし、その後依然として侵害の形が民間の方に起きておると見えまして、司令部としては、何か文部省を通じてそれを普及徹底させたい、そういうような意向から、何らかの形で司令部の管理行政を注意をいたしてくれないか、こういうふうなことでございまして、それが大体昭和二十五年ごろでございまして、それについて、二十四年の四月四日に出た覚書によつてやつた

らどうか。しかし、この覚書には、そういうふうなものは具体的には入つておりません。しかしこの覚書の第五に、いろいろなことについては、司令部と相談して、連絡云々というふうな項目がありまして、これによつてわれ／＼として、それではそういうふうなことを盛るのか。盛つてもらいたい。向うはそういうふうな注意を喚起するということになつて、次官通牒の形になつて出たのでございます。その後またやはり侵害行為が起きました。また何か覚書のような形が出まして、それをまた具体的に同じようなことをやつたのが局長通牒でございます。

○浦口委員 司令部に直接行政があるということは、一応われ／＼はわかるのであります。ちよつとまだここまではつきりしておかなければならないことは、文部省が少くとも次官通牒を出すその根拠が、われ／＼としてはどうも非常に不明確だと思つてあります。司令部がそうした著作権の保護について指令を出すときには、われ／＼の承知するところでは、大体ボツダム政令によるか、あるいは場合によつては、そのボツダムに基いて著作権に対する例外、特例法を設けるとかいうことによつて、まず法的根拠を明らかにされる、その思いです。その実施について具体的な要綱を文部次官が事務的にこれを通達する、こういう形式をとられるのが、占領下の一つの形である、われ／＼はそういうふうな了承しておるのであります。これに限つてそういう法的根拠なしに、いきなり次官通牒というふうな直接行政のような

形で業者にその実行が指令された。そこにわれ／＼としては非常に納得の行かないものがあるのではありませんか。その点についての文部省の見解をただしておきたい。

○柴田説明員 昭和二十四年四月四日の覚書その他については、そこには日本の著作権法の範囲、適用、形式、そういうふうなことに触れておりません。またGHQの方でも、それは要求しておりませんし、日本政府として、そういうふうな措置はとりたくないと思つております。しかし、もし死後五十年云々という司令部の直接管理を、法的あるいはボツダムというふうなものに形によりますと、どうしても日本の著作権法というものの範囲ということがあるに参ります。しかし、それは覚書にも出ておりませんし、またそれはできるだけGHQのやつていふことを注意を喚起する、そういう程度の趣旨でこの次官通牒ができたのでございます。

○浦口委員 そういたしますと、従来の占領下における司令部の政策の一つの特例である、非常に異例な取扱ひである、こういうふうな考えでよろしゅうございませうか。

○柴田説明員 これは先ほども御説明申し上げましたように、どこまでもGHQとしましては注意を喚起してもらいたい、そういうふうな趣旨でございまして、ただそれを今申しました四月四日の覚書に一応足場を置いて出す。四月四日の覚書ではそういうふうな内容には触れておりませんが、ただそういうふうな注意事項を喚起してもらいたいということなのでございます。

○浦口委員 その注意を喚起するとい

う形が文部次官通牒、こういう形式で出された。それが当時の事情としては、しかたがなかつたという文部省の見解だろうと思つております。それが、当時としては違法でなかつたか、そういうこと以外に方法がなかつたか、それをいま一度確かめておきたい。

○柴田説明員 これを次官通牒を出すことは、日本側として非常に有利である、そう考えまして、次官通牒にしたのでございます。

○浦口委員 ところが、その結果によつて五十年という保護期間がはつきりしたことは、これは文部省としても認められると思つております。そして、その次官通牒によつて、出版業者あるいは翻訳者がロイヤリティをすつと拂つて来た。これに対しては、この間の委員会の私の質問に対して、文部省は、管理政策は平和条約発効とともに終るが、翻訳者あるいは出版業者が拂つて参りましたロイヤリティの根拠は、いわゆる私契約に基くものであるから、これは平和条約発効後もそのまま継続するものである、有効だ、こういう御答弁がありました。ところが、この私契約の背後の、いわゆるその根拠をなすものが、司令部の占領下の管理政策であり、それに基き、それを強化したものがいわゆる文部省の文部次官通牒である。その通牒によつて業者がそれを実行して来た、こういうことになりまして、これが単なる私契約であるから、講和條約発効後も、それは管理政策あるいは文部次官通牒と関連なく有効に続くものだ、こういう根拠が、非常に私は怪しくなつて来ると思つたのですが、その点いかがですか。

○柴田説明員 次官通牒の出る前に、

この管理政策の線に沿うて、いろいろ業者と外国人の著作権者との間には、契約が結ばれてゐたわけでございます。それから管理行政は、次官通牒よりも以前にそういうふうな効果を持つておりましたし、次官通牒によつて、初めて業者がそういうふうなことを知つたわけではないのでございまして、次官通牒は、今言つたように、さらにこういうふうなことがある、それに違反するといふ／＼損害賠償や困ることを起すから注意してくれといふことを喚起しただけにすぎないのでありまして、その点、やはり依然として私契約は私契約として残るものと考えられます。

○浦口委員 そういたしますと、管理政策は譲和発効とともに終るが、占領下における管理行政によつて発生したこの私契約は、譲和発効後も有効に続く、こういう解釈と了解してよろしゅうございませうか。

○柴田説明員 そういうふうに解釈します。

○浦口委員 その次に、起算日の問題でございます。この間の委員会において、やはり私これを御質問申し上げたときに、それは法律に明記することよりも、むしろ当事者間で決定すべきものだ、こういうことが答弁せられたのであります。著作権協議会その他の意見によりますと、非常に、そこが紛争のもとになるというこの強い意見があることは、文部省もこの法案が出てからお聞きになつてゐると思つてゐる。ところが、私実はそういう業者の団体の意見を、この法案の立案の過程において取入れられたかといふことを御質問申し上げましたら、そういう意

見は十分取入れてあるはずだ、こういう御答弁なんです。著作権協議会その他、あるいは学識経験者の意見を、私の聞く範囲では、この立案の過程において、かつて諮問を受けたことがない、こういうふうに言つておりますが、その点いかがですか。

○柴田説明員 それは、日本著作権協議会の何かの誤解じやないかと私は思ひます。私は協議会におもむいて、現在提出してゐる法案ではございせんけれども、大体これに類似したものを説明いたしましたので、政府としてはこういうふうなことをつくりたい、こういうふうなことをたしか二時間余にわたつて説明して来たことがございます。

○浦口委員 これは外国著作権の問題でありますので、外国の方には非常に有利となると思つてありますが、三十年が五十年になつたことによる日本の利害関係は、相当多いと思つております。その点文部省では、その利害関係について、何か御計算になつたことがございますか。ということは、こう

したことが、すでにフランスに伝えられて、フランスでは、結局それによつて得る利益は六千万フランというよりなことが言われておるやうであります。それを逆に持つて来ますと、日本ではそれだけ損になるという事になるのであります。日本の相手は英国あるいは米國等、多数関係を持つておるのであります。こうした法律が制定されることによつて、日本の翻訳者あるいは出版業者の受ける利害というものについて、文部省では御検討になつたことがあるかどうか。もしその数字がおわかりならば、伺いたい。

○柴田説明員 フランスの方から提出されておる何か通商協定というふうなものについて、大蔵省、外務省の方に一応問い合わせましたけれども、そういうものは知らない、こういうふうなことでございました。また通商協定ができまして、フランスはベルヌ條約に入つておりますし、そういうふうなことは行けないのではないかと考えております。なお、こういうふうな特例法を設けることが、日本の不利にならないかといふことにつきましては、すでに平和條約の中に十五條がございまして、私たちとしては、この特例法をつくつて、できるだけ日本に有利にしたいといふ考えで立案したのでございまして、たとえば保護期間を延長することによりまして、日本としては不利になるだらうとは思ひますけれども、それによつて金額がどれだけ出るかといふようなことは、計算できないわけでございます。

○浦口委員 そういたしますと、第四條の二項が、非常にどうもわれ／＼としても大いに検討を要する不明確な点があるものであります。かりに四條の二項を削除したと仮定いたしましたとしても、平和條約の第十五條(二)の二項によりまして、著作権の問題については明確にされておると思つてあります。が、あえて四條の二項を削除されるといふお氣持はないか、その点をお尋ねいたします。

○柴田説明員 十五條(二)の二項では、明確にされておるとは考えませんが、それを明確にしたいために四條二項を設けたのであります。十五條(二)の二項だけを見ますと、戦争中に発生した著作権も、戦争中全部の期間が加算される、こういうふうに解せられるう

らみがございまして、また日本の利用もそれで行つては非常に不利でございしますから、そこで四條二項を設けまして、そうではない、戦争中発生したものは、そこから戦争の終了した、平和條約の発効までの期間を加算すればよいのだ、こういうふうなことを規定したわけではございまして、私たちとしては、この規定を入れておくことが、非常に日本に有利ではないか、こう考えます。

○岡(延)委員 代理 本日の委員会は、この程度で散会し、次回は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時五十九分散会

〔参照〕
国立学校設置法の一部を改正する法律案(平島良二君外二十七名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕